

平成25年12月17日

午前10時開議

議場

1. 議事日程（第19日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第81号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第82号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
3. 議案第87号 平成25年度上天草市一般会計補正予算（第5号）（所管部門）
4. 議案第94号 天草広域連合規約の一部変更について
5. 議案第95号 財産の無償譲渡について
6. 陳情第 9号 谷地区水路整備に関する陳情書

日程第 2 経済建設常任委員長報告

1. 議案第84号 上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第87号 平成25年度上天草市一般会計補正予算（第5号）（所管部門）
3. 議案第92号 平成25年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
4. 議案第96号 指定管理者の指定について（上天草市交流センタースパ・タラソ天草）
5. 議案第97号 指定管理者の指定について（上天草市松島展望休憩所）
6. 陳情第 8号 白涛地区・東満地区の道路整備計画についての陳情書（継続審査）
7. 陳情第11号 市道亀之迫江後線道路拡張・離合箇所に関する陳情書

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第85号 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第86号 上天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
3. 議案第87号 平成25年度上天草市一般会計補正予算（第5号）（所管部門）
4. 議案第89号 平成25年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
5. 議案第90号 平成25年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
6. 議案第91号 平成25年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）
7. 議案第93号 平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）
8. 議案第98号 指定管理者の指定について（上天草市大矢野自然休養村管理セン

ター)

日程第 4 議案第 87 号 平成 25 年度上天草市一般会計補正予算 (第 5 号)

日程第 5 同意第 5 号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 6 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(18名)

議長 堀江 隆臣

1 番 嶋元 秀司 2 番 切通 英博 3 番 平田 晶子

4 番 何川 雅彦 5 番 田中 辰夫 6 番 宮下 昌子

7 番 西本 輝幸 8 番 高橋 健 9 番 小西 涼司

10 番 島田 光久 11 番 新宅 靖司 12 番 田中 万里

13 番 園田 一博 14 番 桑原 千知 15 番 渡辺 勝也

16 番 田中 勝毅 17 番 津留 和子

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	副 市 長	尾上 徳廣
教 育 長	藤本 敏明	総 務 企 画 部 長	坂中 孝臣
市 民 生 活 部 長	大谷 達巳	建 設 部 長	楠本 金生
経 済 振 興 部 長	川端 義孝	教 育 部 長	寺本 正和
健 康 福 祉 部 長	静谷 正幸	上天草総合病院事務部長	松本 精史
市長公室長兼総務課長	舛本 伸弘	会 計 管 理 者	井上 和男
水 道 局 長	緒方 雅文	財 政 課 長	坂田 結二

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	山下 正	局 長 補 佐	原田 和久
参 事	小松野洋己		

開議 午前 10 時 00 分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

本会議に先立ちまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

審査事項は、追加議案、同意第5号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、1件の取り扱いについてです。

総務企画部長並びに議会事務局長から提案理由などの説明を受け、慎重に審議しました結果、本日の本会議に上程後、委員会付託を省略して審議、採決することに決定いたしました。御賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1 総務常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第81号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について外5件を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） おはようございます。

総務常任委員長報告をいたします。

さきの本会議において総務常任委員会に付託を受けました案件について、去る12月9日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案審査を行います前に、陳情第9号、谷地区水路整備に関する陳情について、大矢野町上地区にある陳情箇所の現地踏査を行い、担当課からの説明を受けた後、委員会室にて委員会を再開し、審査を行いました。

まず、議案第81号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、新たな特別職の設置等に伴うものであり、慎重に審査いたしました結果、本件につきましては、全員異議なく原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

次に、議案第82号、延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、地方税法の一部改正によるものであり、慎重に審査いたしました結果、本件につきましては、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号、平成25年度上天草市一般会計補正予算（第5号）の所管部門についてでございますが、まず、総務企画部所管について、委員から、松島庁舎駐車場整備工事に関して、国道から駐車場予定地への進入は大変危険だと思われるが、どのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、国道からの進入は危険が伴うことから想定していない。そのため、庁舎に向かって右側に入り、斜路を建設して予定地へ入る案と、庁舎内を通過し、一旦裏門を抜け、市道からソフトバンクのアンテナ側より入る案を検討しているところであるとの答弁でありました。

同じく委員から、この件に関しては、駐車場を建設した場合に要する費用や進入経路、確保できる駐車台数等を議論する以前の問題ではないか、危険が伴う通学路を改善してほしいなどといった市民からの陳情や要望は、財政的に厳しいからという理由で先送りされている中、開庁して間もないにもかかわらず、職員の駐車場を優先的に建設することに疑問がある、当初予算ではなく、なぜこの時期に補正を組んでまで行う必要があるのか、庁舎建設時には、駐車場について十分な議論がなされたのかとの質疑があり、執行部から、当初、松島庁舎は鉄筋コンクリートで計画しており、財政面を考慮した上で、庁舎、職員及び臨時職員の駐車場に必要な最低限の面積を購入したところである。しかし、その後、林野庁の補助金を活用する木造構造の庁舎へと計画を変更し、建築基準法等の規定をクリアした結果、鉄筋コンクリートづくりに比べ、庁舎敷地面積が395平方メートル増加、また、検診車の転回等を鑑み、庁舎前の道路を全幅12メートルとしたことから、駐車スペースに不足が生じることとなった。木造構造となった時点で、駐車場が不足していたため、不足分を確保できるだけの面積を購入すべきであったと考えるが、土地所有者との交渉の際、所有地の一部を残すことで庁舎用地を取得したことから、今回の購入予定地を断念した経緯があり、アロマの一部を駐車場として使用することとなった。結果として、国道を横断せざるを得ない状況となり、職員や通行車両等に迷惑をかける事態となってしまったことは、配慮が足りなかったと認めざるを得ない。

約半年が経過したところだが、登庁・退庁時に危険が伴う国道横断を、事故が起こる前に対処すべきとの結論に至ったこと、現在、使用しているアロマ駐車場は、将来的には弓道場として整備される場所であることから、新たな駐車場の確保が必要であり、今回の用地取得ができない場合、新たな駐車場用地の確保が見込めないこと、また、交渉を進める中で、本市の事情を酌み取っていただいた所有者から、売却してもよいとの回答が得られたことを総合的に検討した結果、この機会に取得することが本市にとって有利であると判断し、今回の補正での計上となったとの答弁でありました。

これを受け委員から、この件に関しては、この場で議論する前の自覚と自己責任の問題であり、特に緊急性が感じられない事業に多額の税金を使用すること自体、市民は納得しないのではない

か、もっと慎重に検討を重ね、当初予算で計上すべきとの意見がありました。

また委員から、アロマから国道を横断する行為が危険であるということであれば、現敷地の配置計画を再度検討することで、十分な台数を確保することが可能ではないか。また、土地の購入に関しては、庁舎正面からだけの進入ということであれば、市以外にこの土地の利用価値は見出せないと思われるため、金額の交渉は十分可能ではないか。焦って所有者の言い値で交渉せず、慎重に行っていただきたいとの意見がありました。

この他にも委員から、粘り強い交渉を行い、用地取得費を少しでも抑えられるよう努力すべきである。また、下水道処理場の中を通してもらう交渉を行うことも一つの方法ではないか、国道横断が危険であるというだけならば、小さな歩道橋を建設した方が費用を抑えられるのではないかといったさまざまな意見が出されましたので、委員長として意見の集約を行い、見解を述べさせていただきました。

予算を確保しなければ具体的な交渉が困難な苦しい立場は理解するが、用地取得等に係る重要な案件は、緊急性や必要性については十分精査した上で、当初予算において計上することが望ましい。今後、補正予算において、このような計上は厳に慎んでいただきたい。現敷地の配置計画を見直すことで、新たにどの程度の駐車スペースが確保できるのか、再度検討していただきたい。土地所有者との金額面の交渉は慎重に行い、用地取得費を少しでも抑えられるよう努力していただきたい。

以上のことを執行部に強くお願いし、最終的にお諮りした結果、各委員の御理解を得たところでございます。

市民生活部所管につきましては、特に質疑等はございませんでした。

以上のような審査を経まして、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第94号、天草広域連合規約の一部変更についてでございますが、広域連合事務所の変更に伴う規約の一部変更であることから、本件につきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第95号、財産の無償譲渡についてでございますが、旧松島庁舎の車庫について、経費削減の観点から無償譲渡を行うという趣旨を考慮し、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第9号、谷地区水路整備に関する陳情書についてでございますが、委員から、現場で説明を受けたが、上流側、下流側においても、施工箇所等がはっきりしない点が見受けられた。仮に採択となった場合、具体的な内容は測量後に決定されるのかとの質疑があり、執行部から、現段階においては、計画等は立てていない状況であるが、仮に採択となった場合、今後の具体的な計画等に関しては、担当課において進められるものと考えてとの答弁でありました。

また委員から、さまざまな部分でのふぐあい为重なり、水路本来の機能を果たしていないため、支障を来していることは理解できるが、実情を訴えて、善処してくれるよう要請することが陳情

であるが、内容が余りにも漠然としているのではないか。審査を行うに当たっては、ある程度の工法等を明確にした上でないと判断に苦慮するとの意見がありました。

また委員から、事業としては非常にハードルが高いのではないかという印象を受けたが、区を挙げての陳情であることから、採択として、議会は後押しするという判断が望ましいのではないか。もちろん、事業実施する場合には綿密な計画や受益者との折衝も必要となってくるが、できるだけ負担がかからない、よい対応法を検討してもらいたい。問題解決することが重要であり、具体的な工法等に関して、委員会で求めることではないとの意見がありました。

執行部から、環境衛生課の見解としては、上流部分については、何らかの対策を講じる必要があると判断したところである。しかしながら、法定外公共物である下流部分に関しては、地元の同意等も含め、さまざまな観点から計画の検討を行う必要があることから、担当課である建設課との協議を今後詰めていく必要があるとの説明を受けました。

以上のように、さまざまな意見等について審査を行いました。最終的には、執行部としての取り扱いに再度検討する必要があるのではないかという結論に達したことから、この件に関しては継続審査とすることに決定いたしました。

以上が委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げます。委員長報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの総務常任委員長報告に対する質疑はございませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 87号の一般会計の補正予算の中で、松島庁舎の駐車場の件ですけれども、私は質疑の折に、現駐車場を2階建てにしたらどうなるのかということを検討してくださいと言っておきましたが、その件についてはどうだったのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 今、宮下議員が言われたその話は、委員会の中で出ました。それも含めていろいろ、私が委員長報告で申し上げましたとおり、細部にわたって検討して、また、言われたことに対しては、決定ではございませんけれども、検討はしますということで、いいですかね、部長。それでいいでしょう。

○議長（堀江 隆臣君） 委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 済みません。立体駐車場については、市で試算を行い、場所については庁舎正面右側の職員駐車場としたところである。選定の理由としては、庁舎正面左側の駐車場には民家が隣接しており、庁舎建設時より影ができないよう申し入れを受けているためである。屋上部分を避難場所とする立体駐車場を建設した場合、収容台数は54台となるが、不足する72台への対応ができない。また、費用面でも立体駐車場が高額となるため、

用地購入が望ましいと判断したとのことでした。用地購入及び建設の費用は4,300万円、立体駐車場建設費用は6,750万円ということでございます。いいですか。

○6番（宮下 昌子君） はい。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これで質疑を終わります。

議案第87号、平成25年度上天草市一般会計補正予算（第5号）を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決を行います。

議案第81号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第82号、延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第94号、天草広域連合規約の一部変更についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第95号、財産の無償譲渡についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第9号、谷地区水路整備に関する陳情書を採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査です。委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第2 経済建設常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第2、経済建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第84号、上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について外6件を議題といたします。

経済建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） おはようございます。

経済建設常任委員長報告を行います。

10月11日に開催しました閉会中の経済建設常任委員会並びに12月11日に開催しました経済建設常任委員会について、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、10月11日の閉会中の経済建設常任委員会において、今年度における地域連携音楽祭の中止及び来年度開催についての報告がありました。

担当課長から、今回中止の原因は、準備期間についての見通しの甘さであり、議決された予算を計画どおりに執行できなかったことを重々反省し、おわび申し上げます。この事業は、市の認知度の向上や観光客の誘致に必要な事業であり、来年度の開催は、本年度の予算を繰り越し、事業者との契約を年度内に締結し、開催する計画ですとの報告がありました。

委員から、準備計画自体に無理があったのではないかと、音楽祭を楽しみにされている方や市民の期待を裏切らないように、来年の準備を早々に取りかかってはどうかとの質疑に、担当課長から、他の業者や出演者への依頼調整を行いました。契約に至らずに中止の決断となりました。来年の開催については、財政課と協議を行い、12月議会の議決後に取りかかる予定ですとの答弁があり、委員から、12月に取りかかるとあったが、早目早目に行動を開始し、市民の関心を高めるため、地元の有志への協力依頼や市民参加型のイベントとしての考えはないかとの質疑に、担当課長から、来年度の開催に向けて、年度内に業者や出演者との交渉に取りかかり、来年度以降については、債務負担行為により、開催の準備が早目にできるようにいたします。また、地元

の有志や市民の意見も取り入れて、市民参加型イベントとして定着するよう努めますとの報告及び答弁がありました。

以上が、平成25年度地域連携音楽祭の中止及び来年度開催についての報告です。

次に、経済振興部所管の8月の大雨による災害復旧事業について、担当課長から、市単独の災害復旧事業として15件の総額800万円、補助対象の災害復旧事業14件の1,800万円を予定しており、年度内の災害箇所の記事完了に努めますとの報告がありました。

次に、建設部所管の8月25日からの大雨による災害復旧事業について、担当課長から、道路災害土砂撤去の機械借上料21件の322万7,000円、家裏災害土砂撤去、機械借上料12件の396万3,000円、法定外公共物災害復旧工事請負費1件の130万円、道路維持工事請負費2件の230万円、合計1,079万円となりましたとの報告がありました。委員から、市民の生活に支障を来さぬように、災害復旧は迅速に行っていただきたいとの申し入れがありました。

次に、本会議において付託を受けました案件について、12月11日に全委員出席のもと、現地踏査及び審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、現地踏査では、陳情第11号、市道亀之迫江後線道路拡張・離合箇所の整備についての陳情箇所の道路幅員の状況や自動車の通行状況などの現地の視察を行い、自動車の離合の状況を確認しました。

次に、議案審査について、まず、議案第84号、上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、下水道使用料の額を改めるため、条例の一部を改正するものであり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第87号、平成25年度上天草市一般会計補正予算（第5号）の経済振興部所管について報告いたします。

まず、商工費について、10月に開催した常任委員会後の上天草市地域連携音楽祭の経過報告が行われ、担当課長から、希望する出演者の予約を行うには、約1年の期間が必要であるため、一部の業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号の規定により、株式会社熊本県民テレビと89万2,500円の随意契約を締結し、委託しましたとの報告がありました。委員から、本年の予算で随意契約し、来年度に繰越明許費を計上するのは問題ないのか、音楽祭の開催に向けて早目の対応を行うための繰越かとの質疑に、担当課長から、本年度予算で、来年度の出演者の予約や運営マニュアル等の作成を行う随意契約を締結し、予算繰越議決後に本契約を締結し、事業の進行を行うためのものですとの答弁があり、委員から、随意契約の89万2,500円はどんな内訳か、本契約も熊本県民テレビと随意契約するののかとの質疑に、担当課長から、契約の内訳は、運営マニュアル作成費が20万円、会場の図面作成費が15万円、交通誘導計画費が10万円、交通ロケ班計画費が10万円、連絡調整費が10万円、出演者交渉費が10万円、合計85万円に消費税を合わせた金額です。本契約については、委託業務の特異性と業務ごとに複数業者と契約するより、1社と契約することで事業がスムーズに進行できるため、熊本県民テレビと随意

契約を行う予定ですとの答弁がありました。委員から、この件は、閉会中の常任委員会でも議題となったことから、事業計画等の変更があった場合は、随時報告を行っていただきたいとの意見に、担当課長から、事業の変更等があった場合は、速やかに委員会に報告し、意見を求めますとの答弁がありました。

同じく商工費の前島開発地区大規模開発に係る設計業務委託料の内容についての質疑があり、担当課長から、自然公園の手续や事業着手のための事業申請費用及び平成26年度予定事業の実施設計に要する委託費用で、平成26年度早々の事業開始申請に向けてのものでしたとの答弁があり、委員から、民間の業者も同時に出店される予定だが、国への申請書の提出など、連携はとれているのかとの質疑に、担当課長から、自然公園内の同一箇所の園地認可には、市と民間の双方の承認が必要となるため、今後とも連携をとりながら、事業進行に努めますとの答弁がありました。

同じく商工費のプレミアム商品券事業補助金の内容についての質疑があり、担当課長から、1冊5,500円分の商品券を5,000円で一人10冊を限度として販売し、平成26年1月から3月末までの期間で、市内の商店等の届け出業者で使用していただく、市の経済対策事業の一環ですとの答弁があり、委員から、事業の実施時期は、なぜ1月から3月末となったのか、年末とか4月以降に行う検討は行ったのかとの質疑に、担当課長から、商工会と年末や4月以降の事業実施も含めて検討した結果、4月からの消費税率改正前の駆け込み需要を市外の店舗でなく、市内で消費していただきたいとの思いで、今回の実施期間となりましたとの答弁があり、委員から、一部の市民の事業ではなく、多くの市民に利用していただけるように、今回の事業を分析し、今後の事業に生かし、市の活性化につなげてほしいとの質疑に、担当課長から、今回の商品券の販売は、多くの方に利用していただくように、一人10冊を上限として事業を行います。事業終了後に分析を行い、より効果が上がるように検討しますとの答弁がありました。

同じく商工費の小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業補助金の内容についての質疑があり、担当課長から、商工会が行っているおもてなしを極めるプロジェクトで、上天草検定等を行うことにより、市民が観光客をおもてなしできるように、上天草市の魅力を全国に発信する事業ですとの答弁があり、委員から、昨年からの2年計画の事業と記憶するが、なぜ12月に補正予算として計上するのかとの質疑に、経済振興部長から、昨年、国に承認された事業で、平成25年度事業の交付決定通知が5月30日付で商工会に対し行われていて、本来ならば、当初予算で要求すべき予算を12月の補正予算編成時に商工会より補助金の申請があったため、事情を聞き、今回の予算上程となったものでしたとの答弁がありました。

次に、建設部所管について報告いたします。

まず、土木費の市営住宅修繕費及び改修工事の内容についての質疑があり、担当課長から、今回の補正は、入居者が生活を営む事に支障がある修理箇所を計上していますとの答弁があり、委員から、市営住宅の老朽化で修理を行うのは理解できるが、修理を行う世帯の家賃滞納状況は調べてあるのか、また、老朽化による解体や民間への管理委託など検討しているのかとの質疑に、

担当課長から、今回の修理については、修理世帯の滞納状況は調べておりません。また、老朽化が進んだ住宅については、入居者が退去後に処分する方向です。民営化については、管理委託や譲渡など、今後、検討しますとの答弁がありました。

同じく土木費の住宅リフォーム等支援事業補助金では、委員から、民間では駆け込みの住宅建設などで、小規模の事業者も忙しい時期と思われる。今回の補正予算に計上する目的は、との質疑に担当課長から、今回は、前回の抽選で外れた方が多数いらっしゃる事や小規模事業者の活性化を目的に、経済対策の一環として補正予算を計上しておりますとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第92号、平成25年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、予算総額の増減はなく、マンホールポンプ監視通報装置を修繕するため、予備費から需用費に152万8,000円予算を組み替えるものであり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第96号、指定管理者の指定について（上天草市交流センタースパ・タラソ天草）では、利用者から修理の対応が遅いと聞いたが、利用者の立場を考えたサービスを行っていないのではないかとの質疑に、担当課長から、この2年間で、当課への利用者の声は、施設の改善を求める要望が1件で、修理の苦情や意見などは、直接スパ・タラソへ行っていると思われまので、結果的に利用者の声は反映されていないところもあると考えますとの答弁があり、委員から、この5年間は、委託料を支払いながら、毎年赤字決算であるが、指定管理者との間で、経営改善の協議は行っているのかとの質疑に、担当課長から、毎年、年に2回ほど、指定管理者と経営改善の協議を行い、経費の削減やサービスの向上による利用者の増を目指しましたが、経営改善には至りませんでした。主な原因として、海水を使用するための施設の修理費の出費と燃料費の高騰も重なったことが原因と分析していますとの答弁があり、委員から、候補者の事業計画の内容は、何を柱としているのかとの質疑に、担当課長から、事業計画の内容については、上天草市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例及び施行規則等により、事業計画書の内容公開については、個別の情報や独創的な事業計画などは、基本的に情報公開しないこととなっていますとの答弁があり、委員から、委員会審査を、公開される分の情報で判断するのかとの質疑に、総務課長から、公募の段階で審査項目を示し、審査会で審査を行っています。その中で公表できない項目は、事業計画の内容と審査委員の項目ごとの単位です。現在、公表できる範囲については公表していますので、その中で判断していただくこととなりますとの答弁があり、委員から、公表している内容はこの質疑に、担当課長から、資料配付後、候補者の事業計画書の中で公表できる分については、まず、入館者の見込みについては記載がありません。次に、現在、指定管理者として運営にかかわっている施設は、タラソ奄美の竜宮、し〜うらんど海遊館、角川介護予防センター、テルムマランラグーナの4施設です。次に、地域との連携については、観光施設や健康関連施設と連携し、健康施設づくりの拠点としての活動と地域産品の活用と商品開発及び周辺

自治体との連携です。次に、経費の削減目標については、スタッフの適数配置による人員削減及び内部でのスタッフ配置による外部委託の削減、また、独自技術による水道光熱費の削減です。次に、サービスの向上については、専門的な分野で、温泉療法やタラソセラピーの充実を図り、アンケート等により施設の充実を図る。ほかに、市のほかの施設と連携したイベントの開催などですとの説明があり、委員から、入館者の記載がないなら、契約後でも提出されるべきでは、また、人員削減とあるが、地元雇用は守られるのかとの質疑に、担当課長から、契約後に、年度ごとの目標入館者数の記載を依頼します。また、経費削減の目標に人員削減を掲げてあるため、地元雇用には幾らかの影響はあると考えますとの答弁があり、委員から、現在の指定管理者には、赤字による負債があるが、どう処理するのか、市は、指定管理者と委託契約を締結している立場上、負債の処理を指導すべきではないかとの質疑に、担当課長から、3社の協定書の中に負担割合の記載があり、負債については市が判断することではなく、3社で協議し、整理するよう伝えてあります。なお、会社経営に対して市が介入する事は無理ですが、赤字にならないための定期的な協議や指定管理者からの事業報告書のチェックを厳しくすることで対応しますとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、審査会の審査結果を尊重し、公表されたデータをもとに慎重審査の結果、原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第97号、指定管理者の指定について、上天草市松島展望休憩所では、県のビジターセンターと協議して、一つの施設として運営する計画はないのかとの質疑があり、担当課長から、県から、ビジターセンターを市へ事務委託したい旨の相談がありましたが、条件が厳しく、合意に至りませんでした。今後も継続して県と協議を行う予定ですとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、継続審査となっている陳情第8号、白涛地区・東満地区の道路整備計画についての陳情書では、継続審査後の調査の状況についての質疑があり、担当課長から、11月19日に、陳情箇所の3地点の交通量の調査を行い、全体の交通量が少ない調査結果を踏まえ協議した結果、離合箇所の設置を検討することとしました。

なお、5月に再度交通量の調査を実施し、その結果を委員会へ報告しますとの答弁があり、委員から、現在の交通量を考慮し、離合箇所の設置の検討を判断したのか、北部農道の開通などは考慮しなかったのかとの質疑に、担当課長から、今回の交通量調査を踏まえ判断しました。将来、北部農道や高規格道路の開通後の対応については、その時点で判断する旨を陳情提出者に説明しますとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第11号、市道亀之迫江後線道路拡張・離合箇所に関する陳情書では、担当課長から、陳情箇所は南部農免道路に直結し、住民が大矢野総合体育館やさんば一る方面へ行くときに利用する生活道路として、また、小学生の通学道路となっています。幅員は2.5メートルから

3メートルと狭く、約1キロの延長があるため、拡幅工事となると多額の費用が必要なことから、離合箇所を設置を考えていますとの説明があり、本件におきましては、異議なく採択することに決定いたしました。

次に、3件の報告事項がありましたので、報告します。

まず、スパ・タラソ天草の修繕業務について、観光おもてなし課長から、平成25年度の当初予算の修繕費に合併浄化槽生物膜排水修繕業務393万9,000円を計上していましたが、緊急的な修繕業務が重なり、修繕費の予算残額が215万円となり、その修繕業務ができなくなったことから、再度、新年度予算で計上し、業務を遂行したいと考えていますとの報告があり、委員から、緊急的な修理はやむを得ないと思うが、適正な予算執行をお願いする、他の指定管理者の施設の合併浄化槽修理も市が行うのかとの質疑に、担当課長から、温泉施設のスパ・タラソのみとなります。適正な予算執行に努めますとの回答がありました。

次に、大道漁港葛崎地区水産基盤整備工事の予算流用についての報告が、農林水産課長から、平成24年度繰越の大道漁港葛崎地区水産基盤整備工事の委託料において、239万3,000円の発注残となりました。繰越事業であるため、予算の流用でしか対応できません。残金を工事費に流用し、工事の進捗を図りますとの報告があり、委員から、流用分は何の工事を行うのか、予算を流用して工事を行う事は問題ないのかとの質疑に、担当課長から、発注済みの工事区間以外の護岸工事及び防波堤の基礎工事に流用します。予算の流用については、工事未着工部分の前倒しとして、変更設計書を作成して事業を行いますので、問題はありませんと回答がありました。

次に、千巖山・前島地区総合開発事業計画について、産業雇用創出課長から、この事業は、国の交付金事業として平成26年度から5カ年計画で実施し、総事業費は10億6,600万円です。事業内容は、前島地区と千巖山地区に大別され、前島地区では、上天草の海の玄関口づくりとして観光交流拠点整備など9事業、千巖山地区では、景勝地にふさわしい施設のユニバーサルデザイン化として、天草絶景展望台の整備など5事業を実施しますとの報告があり、委員から、地区ごとの事業費は、また、民間の業者は平成27年2月には営業を開始したと聞いたが、工事着工に間に合うのかとの質疑に、経済振興部長から、前島地区の事業費が約9億8,000万円、千巖山地区の事業費が約8,000万円を計画しています。平成26年度の工事は、国道との交差点改良工事や市道の改良工事及び山側の駐車場整備の計画で、園地申請の認可が8月ごろの予定であり、民間の業者も認可後に工事に着工するため、市の工事と一部同時進行となる見込みですが、仮設道路の設置により、同時進行は可能と判断しています。

なお、地元説明会、用地等についても、誠意をもって進めていきたいと考えていますとの答弁があり、委員から、民間の店舗を募集するとあるが、業種は重複しないのか、また、施設完成後の駐車場や棧橋の維持管理は誰が行うのかとの質疑に、経済振興部長から、店舗の業種が重複しないように募集したいと考えています。また、駐車場や棧橋の維持管理は、公共施設として市が管理する予定です。駐車場の繁忙期の対策として、緑地部分を臨時駐車場にすることも含め、今後、検討しますとの答弁があり、委員から、地元説明会の時期は、松島の温泉など地域の特徴を

取り入れてはどうかとの質疑に、担当課長から、地元説明会は、遅くとも1月早々に行う予定です。また、地元のブースを設けて上天草の特徴をPRする予定でとの回答がありました。

以上のような質疑を行い、委員会としては、民間も含めた事業なので、事業計画が滞りなく執行できるように、執行部の対応を見守って意見を出していくので、今後も報告を行うように要請しました。

以上が報告事項です。

以上が、当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、経済建設常任委員会として、閉会中の継続審査・調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

よろしく願いいたします。以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 議案第87号の商工費の地域音楽祭の事業について、1点だけお尋ねしたいと思います。

この事業は、今回は繰り越しということになってはいますが、審議の中で、準備期間が時間的に足りなかったということでしたが、前回の音楽祭の結果、予算的に500万円というお金で音楽祭が厳しい面があったのかなという感じもするんですけれども、その辺の議論はなかったのか。

それと、来年度、音楽祭を開催するというので500万円繰り越しになっていますけれども、来年度の予算にプラスで事業費を新たに予算計上されているのか、その辺の質疑はなかったですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） その件については、総額の500万円の話はなかったと思います。

○10番（島田 光久君） あと1点、来年の予算は。新しく追加の予算は予定されていますか。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） まだ定めてないそうです。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 昨年度の音楽祭をある程度事業の反省も踏まえて、業者の方が予算的に赤字か黒字かということも必要ではないかと思えます。だから、500万円の予算枠で想定する音楽祭が本当にできたのかなという観念も少しはあると思うんです。それはいいです。

では、次に、あと1点だけです。議案第96号のスパ・タラソ天草指定管理者について、1点だけお尋ねしたいと思います。今回、指定管理者が変わるんですけれども、前回まで5年間継続して赤字を計上されています。新しい指定管理者から赤字が出ないような計画が上がってきて、今回、認定されると思うんですけれども、新しい指定管理者がほかに4施設経営されているとい

うことで、そちらの経営は黒字なのか、それは質疑の中で出なかったですか。指定管理者を受け
る会社の経営状況です。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） この件については、全員がやはりそこが一番心配され
ていることですので、時間を延長して、昼食を挟み、この問題だけで約2時間以上審
議しております。全議員がその気持ちは一緒だと思います。ただ、今の指定管理者については、
担当課も含めて、執行部並びに我々議会のほうもチェックが甘かったのかと反省をしておりま
す。そういうことで、今、委員長報告にありましたように、皆さんの賛同を得て認定されまし
たら、その後は年次の入館者数とか、いろいろな内容についての審議を担当課と指定管理者の
中で行って、そして、その件について委員会に逐次報告するというところで決着しております。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 私が心配するのは、新しい指定管理者がある程度健全に経営しても
らえたら何も問題ないんですけれども、毎年、前回の指定管理者みたいに多額の赤字が出た場
合、新しく受けられていらっしゃる指定管理者が赤字を補填する必要があると私は思うんです
よ。企業内でお金が足りなくなるでしょう、1年間で赤字出した場合ですよ。

○議長（堀江 隆臣君） 島田さん、御自分の見解はわかるんですけれども、ここは質疑でござ
いますので、あとはその事業が賛成か反対かをするための質疑でございますので、その内容に
とどめていただきたいと思います。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 新指定管理者の話ですから、今の指定管理者の話では
ない。

○10番（島田 光久君） 私が一番心配するのは、前回みたいに赤字がもし仮に出たとするで
しょう。赤字が出た場合には、指定管理を受けられた企業は、恐らくスパ・タラソを運営して
いくために、自分の会社内で補助しなければならないことが発生すると思うんですよ。だから、
今度受けられる指定管理者の会社がほかの何か所か経営された中で、経営状況はどうかとい
うのを私は知りたかったです。以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これで質疑を終わります。

議案第87号、平成25年度上天草市一般会計補正予算（第5号）を除く議案について、これ
より討論に入ります。

討論はありませんか。

6番宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 通告はしておりませんでした。議案第84号、下水道条例の一部を
改正する条例の制定ですけれども、これは反対の立場で討論いたします。

消費税の増税ということで改正されるわけですけれども、私どもは4月からの消費税増税に対

しては中止してほしいということで、今も署名活動をしております。それで、これは認めるわけにはいきませんので、反対いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決をいたします。

議案第84号、上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は各委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、平成25年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第96号、指定管理者の指定について（上天草市交流センタースパ・タラソ天草）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第97号、指定管理者の指定について（上天草市松島展望休憩所）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第8号、白涛地区・東満地区の道路整備計画についての陳情書を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第11号、市道亀之迫江後線道路拡張・離合箇所に関する陳情書を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時13分

日程第3 文教厚生常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第3、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第85号、上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について外7件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 勝毅君） おはようございます。

文教厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第85号、上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、施設の鍵等の管理、その利用や申し込みはどうなるのかとの質疑がありまして、執行部より、現行のまま、鍵の管理や支所等での申し込みを考えているとの答弁がありました。

また委員より、管理については無償なのかとの質疑があり、執行部より、施設によって有償、無償があるとの答弁がありました。委員から、善意で無償管理をされている方もおられるが、そこは審議し、統一したほうがいいのではないのかとの意見がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号、上天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、本会議において、消費税及び地方消費税が改定されることに伴い、水道料金及び加入金の額を改め

るとの説明がありました。委員より、消費税増税には反対しているため、今回の改正は加入者にとっては負担となるため、この議案には反対であるとの意見がありました。

委員会では、このような反対意見がありましたので、起立採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第87号、平成25年度上天草市一般会計補正予算（第5号）については、まず、健康福祉部所管について、委員より、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の介護予防拠点施設について、市内の公民館や集会所でバリアフリー化などの改修がされているところ、されていないところの把握はしているのかとの質疑があり、担当課長より、市内の公民館、集会所の数の把握や整備の必要がある施設等についての把握はしていない。この事業は公募であり、介護予防のための各種教室、講座等を開催されている施設が対象となるが、公民館等の改修が必要かどうかの判断は、施設を利用されている地域の方や管理されている方にお任せをしているとの答弁がありました。

また、小規模多機能型居宅介護施設整備補助金について、委員より、採択された1事業者分を計上し、今回、大矢野地区にも開設されることとなる。第5期介護保険事業計画では、各圏域に1カ所ずつ整備する計画となっており、今後、松島、龍ヶ岳にも公募されると思うが、松島、龍ヶ岳圏域から応募がなく、大矢野からもう1カ所応募があった場合はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、この計画は平成26年度までであるため、松島、龍ヶ岳については平成26年度も公募を予定しているが、応募がなかった場合は、高齢者福祉計画等推進委員会にて協議をお願いしたいと考えている。また、平成26年度は第6期介護保険事業計画を策定する年であり、高齢者の現状を踏まえ、どのような施設やサービスが必要とされているのかを協議し、検討していただいた上で、第6期の計画を策定したいとの答弁がありました。

そのほか委員より、地域活動事業補助金について、本会議でも説明があったが、次年度以降は当初予算で組まれるのかとの質疑があり、執行部より、次年度も事業の計画があり、申請されれば当初予算に計上させていただきたいとの答弁がありました。

次に、教育部所管について、委員より、小学校費、中学校費の修繕費について質疑があり、執行部より、小学校の修繕費については、閉校となった上北小学校、樋島小学校、大道小学校の体育館を一般開放するに当たり、体育館については社会教育課で電気料を支払うこととなるため、校舎部分と体育館部分の電気・消防設備等の切りかえ工事費として計上している。中学校の修繕費については、来年度、阿村中学校に特別支援学級を開設するに当たり、スロープの改修等を行う予定である。また、小学校の修繕費と同様、大道中学校の校舎と体育館の電気・消防設備等の切りかえ工事費として計上しているとの答弁がありました。

このように、所管部門の予算について質疑し、詳細な説明を受け、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第89号、平成25年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）については、国庫支出金返納等の増額や総額の調整による予備費の減額でありましたので、

委員会で慎重に審査いたしました結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第90号、平成25年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）についても、医薬材料費の増額、総額の調整による予備費の減額でありましたので、委員会で慎重に審査いたしました結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号、平成25年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、委員より、二次予防事業対象者把握業務委託分として債務負担行為の補正をしてあるが、対象者を個別に回って調査をするのかとの質疑があり、執行部より、調査項目を定め、対象者に日常生活圏域ニーズ調査を行う業務である。業務の内容としては、ニーズ調査表の発送前業務、回収業務、督促・問い合わせ業務、データ作成業務、結果通知業務を委託するもので、直接、個別に回る形ではない。そのデータをもとに、二次予防対象者を把握し、要介護状態になることを防いだり、遅延させるための介護予防事業につなぐために、個別に訪問等の対応を行うことになるとの答弁がありました。委員より、委託には個別訪問の料金も含まれるのかとの質疑があり、執行部より、個別訪問等の事業については、担当課の業務であり、委託に含まれないとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第93号、平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）については、委員より、訪問看護はどのくらいの範囲で計画しているのかとの質疑があり、執行部より、松島、姫戸、龍ヶ岳を中心に行っているが、依頼があれば大矢野まで訪問しているところもありますとの答弁がありました。

そのほか委員より、医療機器と車両で99万8,000円計上してあるが、この額で足りるのかとの質疑があり、執行部より、軽自動車が89万2,500円、簡易的な血圧測定器3台で6万3,000円、パルスオキシメーターという血液中の酸素濃度をはかる機器が1台4万2,000円である。また、訪問看護事業において、天草地区は移動距離が長く、事業効率が悪いということで補助がありますとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では異議なく、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案98号、指定管理者の指定について（上天草市大矢野自然休養村管理センター）については、委員より、何社応募があったのか、また、平成23年度からの実績についての質疑があり、執行部より、公募をかけたところ、1社から応募があり、実績については、平成23年度の収支が約47万円の黒字、施設使用時間は延べ2,616時間、利用者数の総計1万7,746人、平成24年度は収支が約39万円の赤字、施設使用時間は延べ2,871時間、利用者数の総計1万9,782人となっているとの答弁がありました。

また、今後の見通しについての質疑があり、執行部より、直営のときに比べ、施設を有効に活用されており、今後も収支を適正に保ちながら、さらに活動を充実させていただきたいとの答弁

がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会で審議した内容でありますので、よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。

また、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定いたしましたことも御報告申し上げます。

なお、閉会後に上天草総合病院より、看護学校改築事業について報告がありました。この事業については、全員協議会で皆さんにも報告されるとのことでしたので、お知らせをいたします。

以上で文教厚生常任委員長報告を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願いをいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

議案第87号、平成25年度上天草市一般会計補正予算（第5号）を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第85号、上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第86号、上天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号、平成25年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第90号、平成25年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第91号、平成25年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第93号、平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第98号、指定管理者の指定について（上天草市大矢野自然休養村管理センター）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第87号 平成25年度上天草市一般会計補正予算（第5号）

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第4、議案第87号、平成25年度上天草市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

議案第87号、平成25年度上天草市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本件に対する所管の各委員長報告は可決です。本件は、各委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 同意第5号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第5、同意第5号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 同意第5号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。追加の議案書をお開きいただきたいと思います。

このことについては、前任者の姫戸町の花田忠茂氏が9月30日をもって辞職されまして、欠員となっております後任の教育委員の任命について、次の者を選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

任期は、前任者の残任期間である平成28年7月1日まででございます。

同意を求める者は、住所、上天草市姫戸町二間戸●●●●番地●●、氏名、山下勝一、生年月日、昭和●●年●月●日、50歳です。

経歴につきましては、地元の小中学校を卒業され、京都の大学を卒業後、実家に帰り、浄土真宗本願寺派の僧侶として稼業の傍ら、平成5年より特別養護老人ホーム翔洋苑の事務長、平成18年からは施設長として、現在20年間にわたり高齢者の心のよりどころとなる施設を目指し、老人福祉に携わってこられました。

地域においては、姫戸町に帰郷後、いち早く青年団活動に携わり、翌年には姫戸町青年団長として若者の先頭に立ち、リーダーシップを発揮されております。また、時を同じくして、地域の生命、財産を守る使命に燃え、消防団員に志願し、現在は指揮隊長として消防団の規律を重んじ、士気を高めるため尽力されております。

教育関係では、平成19年から3年間、姫戸小学校PTA会長として児童の健全育成を図り、家庭、学校、地域の教育向上に努めておられます。

人物、経験など、適任であると判断しているところであり、今回、上程させていただいております。

提案理由といたしましては、教育委員の任命に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がございますので、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 本件について質疑はございませんか。

12番田中万里君。

○12番（田中 万里君） 質疑というより、これは要望になります。ただいま市長が御報告されましたが、次から人事案件で提案される場合、今まで消防団とか青年団の活動をされた人でもなかなかそのことを説明されませんでした。今回、その部分を詳しく述べていただいて、今後もそのような活動をされた人たちを、地域のことをよく理解されていると思いますので、やっていただければ、いろいろな面で地域の事情がわかるのではないかと思います。また、今回のように、その部分の活動内容も詳しく説明していただければ、他地域の方でもわかりやすいので、要望としてよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

同意第5号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第6 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お手元に配付していますように、各委員会の委員長より所管事務調査及び付託事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました議案は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成25年第7回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時35分